

8080

事務局長 昭和八年八月廿九日

保存期限		決裁指定		局長 決行指定	
受領番	件名	大臣 委			
密第一〇四一號	第十師團上陸演習ニ 神洲丸ヲ參加セシメ度件				
陸軍運輸部		起元廳(課)名			
陸軍省		陸軍省			
10.8.22		47			
陸軍省					
事務局長	事務課長	主務課員	主務副官	高級副官	次官
局長	局長	局長	局長	局長	局長
昭和三十八年八月廿九日	昭和三十八年八月廿九日	昭和三十八年八月廿九日	昭和三十八年八月廿九日	昭和三十八年八月廿九日	昭和三十八年八月廿九日

政務次官 回付 決裁前後連帶課名 軍事統制 參謀部  
 陸軍省 陸軍省 陸軍省  
 陸軍省 陸軍省 陸軍省  
 陸軍省 陸軍省 陸軍省  
 陸軍省 陸軍省 陸軍省  
 陸軍省 陸軍省 陸軍省

陸密

指令案

八月十五日附運密第五〇九號申請ノ通

認可ス

陸密第六四九號

昭和拾年八月廿參日





運密第 五〇九 號

第十師團上陸演習ニ神洲丸ヲ参加セシメ度件申請

昭和拾年八月拾五日

陸軍運輸部長松田

陸軍大臣林 銑十郎殿

來ハ八月下旬ヨリ實施マラシキ第十師團上陸演習

ノ爲左記ノ通神洲丸ヲ参加セシメ度ニ付申請ス

左記

一日次

自八月三十日

至九月八日 終期ハ若干変更スルコトアリ

ニ行動地域

九州大分 宮崎縣又四國沿岸

陸軍

0.8.19